

別記 中堅教諭等資質向上研修に関する研修内容

中堅教諭等資質向上研修に関する研修内容

1 校外研修

(1) 令和 7 年度中堅教諭等資質向上研修 (新規)

◇**共通研修**〔4 日〕→申込の手続を行うこと。

研修名	地方名等	実施期日	会場	研修内容	受講区分
共通 研修 1	紀南の部	5 月 16 日 (金)	教育センター 学びの丘	「中堅教諭等資質向上研修の開講に当たって」 「これまでの教職生活を振り返る」※1 「自己の教職キャリアデザインについて考える」※1 「学び続けるために一指標活用ー」 「服務規律の遵守と綱紀の厳正保持について」	欄外の【紀南の部受講区分】を参照
	紀北の部	5 月 20 日 (火)	和歌山市 北コミュニティ センター	※1 事前に動画を視聴し、ライフコース シートを完成させて、当日持参すること。	欄外の【紀北の部受講区分】を参照
共通 研修 2	A	7 月 29 日 (火)	教育センター 学びの丘	「児童生徒理解のための事例検討法」※2 「授業改善の理念と方法」	・伊都地方の小学校及び中学校に勤務する対象教員 ・和歌山市の小学校及び中学校に勤務する対象教員
	B	7 月 30 日 (水)		「2 年次教員とのクロスセッションに向けて」	・那賀・海草・有田地方の小学校及び中学校に勤務する対象教員 ・東牟婁地方の中学校に勤務する対象教員
	C	7 月 31 日 (木)		「授業改善に向けて」 (2 年次教員とのクロスセッション)	・日高・西牟婁地方の小学校及び中学校に勤務する対象教員 ・東牟婁地方の小学校に勤務する対象教員
	D	8 月 1 日 (金)		「後輩教員支援について」 ※2 事前に動画を視聴すること。	・高等学校及び特別支援学校に勤務する対象教員
共通 研修 3	全県	8 月 20 日 (水)	所属校 (オンラインで 実施)	「人権教育の推進について」 「学校安全と危機対応」 「防災教育の在り方と実践」 「校内研修会に向けて」	対象教員全員
共通 研修 4	紀南の部	1 月 23 日 (金)	教育センター 学びの丘	「校内研修会①運営実践の発表」 「全教職員の協働による学校改善」 「1 年間の振り返り」 「継続年度の研修について」	欄外の【紀南の部受講区分】を参照
	紀北の部	1 月 22 日 (木)	和歌山市 北コミュニティ センター	※3 事前に「地域とともにある学校」の 動画を視聴すること。	欄外の【紀北の部受講区分】を参照

【紀南の部受講区分】

- ・有田地方以南の小学校及び中学校に勤務する対象教員
- ・和歌山市（紀の川以南）及び海草地方以南の高等学校及び特別支援学校に勤務する対象教員

【紀北の部受講区分】

- ・海草地方以北の小学校及び中学校に勤務する対象教員
- ・伊都・那賀地方及び和歌山市（紀の川以北）の高等学校及び特別支援学校に勤務する対象教員

◇**選択研修**〔2 日〕→所属校にて、各研修の実施要項に従って申込手続を行うこと。

県教育委員会及び県等が実施するもののうち指定するもの並びに和歌山大学等が実施するもののうち指定するもの。(各教科等、地域との連携、ふるさと教育、人権教育等)

又は、「教育センター学びの丘が実施する『専門性の向上を目指す研修<選択研修>』のオンデマンド研修」のうち指定するもの。

(注) 選択研修については、次のア、イに留意すること。

- ア 研修名、実施期日等の情報は、教育センター学びの丘ウェブページで漸次更新する。
- イ 選択研修受講には、別途各自で申込手続が必要（オンデマンド研修を含む）。それぞれ指定の方法で期日までに受講申込を済ませる必要がある。

(2) 令和8年度中堅教諭等資質向上研修(継続)

◇**共通研修**〔1日〕→申込の手続については、追って通知する。

研修名	地方名等	実施期日	会場	研修内容	受講区分
共通 研修 5	紀南の部	未定	教育センター 学びの丘	「校内研修会②運営実践の発表」 「学校組織におけるミドルリーダーの役割」 「今後のキャリアプランニング」 「中堅教諭等資質向上研修を終えるに当たって」	日程等については、追って通知する。
	紀北の部	未定	未定		

◇**選択研修**〔1日〕→申込の手続については、追って通知する。

「教育センター学びの丘が実施する『専門性の向上を目指す研修<選択研修>』のうち指定するもの。(詳細は、当該年度当初に、教育センター学びの丘ウェブページに掲載)

(注) 選択研修については、次に留意すること。

- ・「令和8年度専門性の向上を目指す研修 <選択研修>」のうち、中堅教諭等資質向上研修(継続)「選択研修」として受講できる講座の中から選択する。

(3) 【新規・継続】に係る共通の確認事項

専門性の向上を目指す研修 <特定研修> (以下「<特定研修>」という。)に係る受講者として中堅教諭等資質向上研修対象者を推薦する場合について

各市町村(学校組合を含む。)教育委員会教育長及び各県立学校長が、中堅教諭等資質向上研修対象者を、<特定研修>の受講者として推薦することは積極的に推奨するものではないが、学校の実情等を鑑み、また当該研修対象者の能力、適性等を勘案して<特定研修>に係る受講者として推薦することができる。その場合、<特定研修>の受講をもって、当該年度の中堅教諭等資質向上研修の選択研修として読み替えることができる。

上記も含め、中堅教諭等資質向上研修の読替対象であると考えられる受講者がいる場合、申込手続の前に教育センター学びの丘研修課に連絡し、指示に従うこと。

○連絡経路

【小・中学校】管理職が、市町村(学校組合を含む。)教育委員会に連絡する。その後、教育委員会担当者が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

【県立学校(県立中学校を含む。)]

管理職が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

電話 (0739) 26-3496 (研修課直通)

〔補足〕校外研修の受講に当たって

受講に当たっては、次の7点に留意してください。

- 1 校外研修の内容等については、「全国教員研修プラットフォーム」においてシラバスとして示しています。必要に応じて準備物等の連絡事項も記載します。また、このシラバスは、「旅行命令簿」に添付する文書にもなります。適時更新しますので、受講前には必ず確認してください。

なお、研修に係る資料を研修日の2日前を目途に掲載します。各自でダウンロードし研修当日持参してください。（「専門性の向上を目指す研修」の受講についても同様です。）

- 2 開講時刻に注意し、余裕をもって会場に到着してください。
- 3 研修を遅刻する場合は、必ず管理職を通じて、教育センター学びの丘研修課まで連絡してください。

○連絡経路

【小・中学校】

管理職が、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に連絡する。その後、教育委員会担当者が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

【県立学校（県立中学校を含む。）】

管理職が、教育センター学びの丘研修課に連絡する。

- 4 研修の欠席及び変更については、**事前の相談が必要です**。欠席等の手続きは次のとおりです。

【小・中学校】

①管理職が、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に連絡する。その後、教育委員会担当者が、教育センター学びの丘研修課に連絡の上、協議を行う。

②欠席が確定した場合、教育委員会担当者は、管理職に欠席届の手続きに係る対応について連絡する。

変更が確定した場合、教育委員会担当者は、管理職に変更願の手続きに係る対応について連絡する。

【県立学校（県立中学校を含む。）】

①管理職が、教育センター学びの丘研修課に連絡の上、協議を行う。

②欠席が確定した場合、管理職が、欠席願の手続きを行う。

変更が確定した場合、管理職が、変更願の手続きを行う。

- 5 警報発表時の取扱いについては、ウェブページ「警報発表等に伴う研修の取扱いについて」で確認してください。
- 6 研修にふさわしい服装で受講してください。また、教育公務員として適切な言動に留意してください。
- 7 研修での自身の学びを振り返り、今後の教育活動にどのように生かしていくのかを省察することが重要です。その記録となる振り返りシートは、研修受講後1週間を目途に、「全国教員研修プラットフォーム」において入力してください。

2 校内研修

研修項目等 (新規年度・継続年度 共通)

項目番号	項目	研修課題	新規年度における研修日数	研修内容例
1	キャリアデザイン研修	教職キャリアの振り返り、今後の教職キャリア計画	1～2日	[年度当初]これまでの教職生活の振り返り ※この内容は共通研修1でも取り上げる。 [年度末]今後の教職キャリア計画
		中堅教諭等資質向上研修の計画、実施後の振り返り		1年間の研修目標・計画作成(校内研修・校外研修)、1年間の研修の振り返り
		自己理解と教職理解		自己理解、自己の教職観の明確化、教師力、教育の理念と現代教育の課題
2	教科指導等研修 (特別の教科 道徳を含む。)	各教科等の指導方法 (特別の教科 道徳を含む。)	1～3日	学習指導要領の理解、各教科等の専門知識、教材の検討・準備、教材・教具の工夫と開発、学習指導方法の理解、各教科等の指導法、個に応じた指導、協働的な学習の方法、学力向上の手立て、ICTの活用、主体的・対話的で深い学びの実現のための工夫
		授業づくり		教育課程の意義と編成、カリキュラム・マネジメント、各教科等の年間指導計画、教育課程・単元計画・指導計画の授業への反映、学習指導案づくり、状況に応じた柔軟な指導展開、授業研究の方法と内容、研究授業の計画・実施・振り返り、評価の方法
3	教育課題研修	キャリア教育	1～2日	体系的に進めるキャリア教育、社会的・職業的自立、基礎的・汎用的能力の育成
		生徒指導		生徒指導の意義と課題、教育課程における生徒指導の位置づけ、児童生徒の発達観と指導観、児童生徒理解、年間指導計画、問題行動の理解と指導、教育相談・カウンセリング、事例研究、学校と家庭・地域・関係機関との連携
		進路指導		個を生かす進路指導、進路指導計画の作成、進路指導の進め方、体験的な学習の意義と指導
		学級経営		学級担任の役割と職務内容、年間学級経営案の作成、児童生徒との信頼関係、教室環境づくり
		その他の教育課題		人権教育、「ことばの力」向上のための教育、健康教育、食育、安全教育、情報教育、ふるさと教育、環境教育、国際理解教育、福祉教育、産業教育、科学技術教育、へき地・複式教育、消費者教育、主権者教育、情報モラルの育成、家庭・地域との連携、通常の学級における特別支援教育の充実、児童生徒の体力の向上、
4	ミドルリーダー研修	主任としての学校運営への参画	1～2日	国・県・市町村の施策・指導重点の理解と伝達力、教育課程の作成、学校教育目標の具現化、年間指導計画作成への参画、各主任としてのリーダーシップ、各主任としての経営力、同僚性・協働性の向上、先輩教員としての役割、学校改善
		組織マネジメントとその活用		ワークショップ型校内研修の理解と活用、会議の運営の仕方、PDCAサイクルを活用した学校組織マネジメント、OJTによる資質向上・人材育成
		学校評価・教職員評価		学校評価の効果的な活用、教職員評価の効果的な活用
		学校の危機管理・対応		学校運営上の危機管理と危機対応
5	地域との連携・道徳教育研修	地域との連携	1～2日	学校から地域への情報発信・広報、自立・共生・社会参加について、地域との連携、地域の人的・物的資源の活用、コミュニティースクールについて
		道徳教育		道徳教育とは、道徳教育の観点で見直す本校教育
6	校内研修会運営実践研修	校内研修会	3～5日	校内研修会①・②の計画・実施・評価と改善、校内研修会運営の実践発表の準備 ※「校内研修会運営実践」については、共通研修で研修した手法等を活用して、校内研修会を計画・実施する。校内研修会は、教科部会や学年部会、校務分掌の部会、あるいは職員全体等で実施し、事後、校長等からの指導助言をもとに評価・改善を検討する。そして、共通研修4・5で実践内容について発表する。 校内研修会の実施時期等、詳細については共通研修1で説明する。

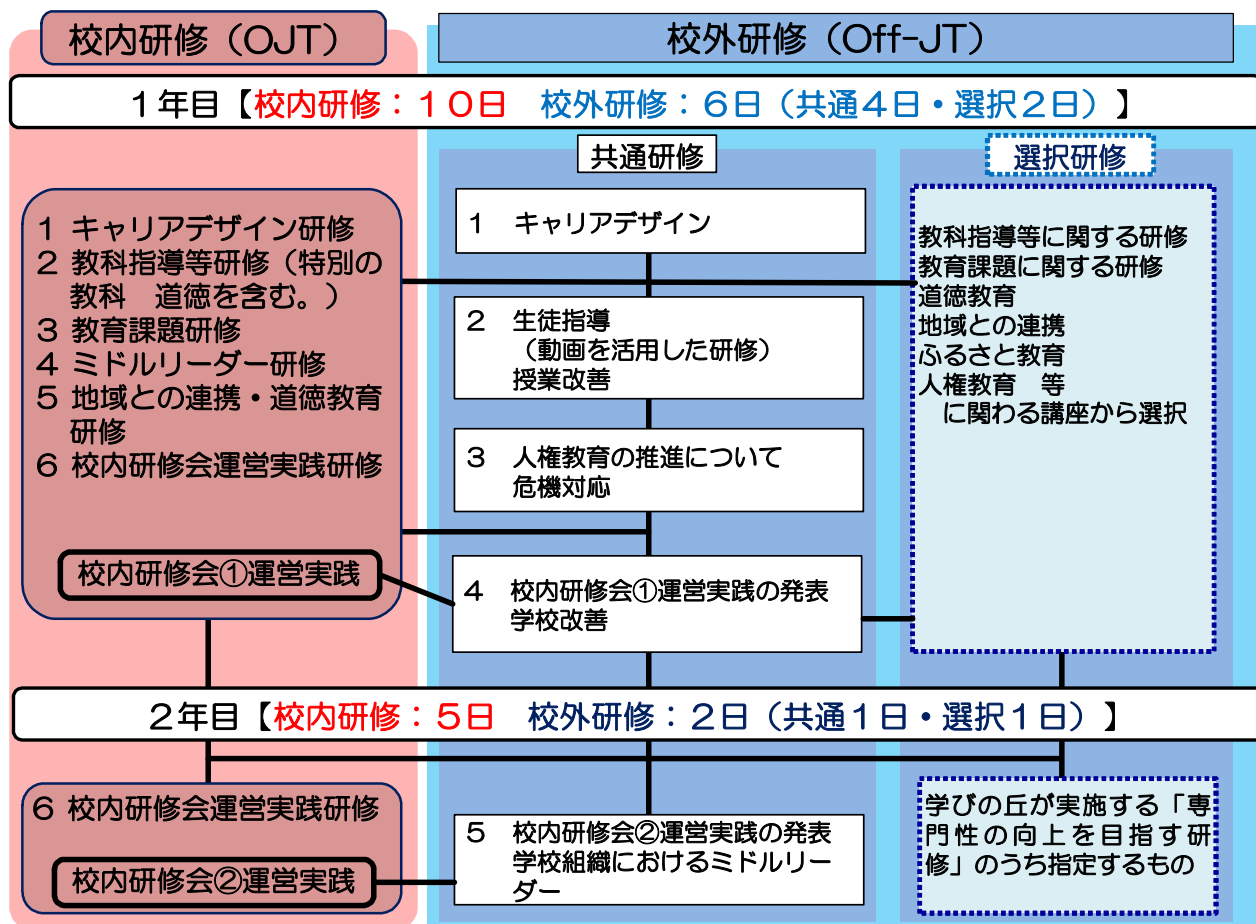
(注)

- 新規年度においては、各研修項目に設定された日数を基準に10日行い、個々の研修教員の能力・適性等に応じた校内研修を計画すること。また、**研究授業及び校内研修会①(9月～11月)**を必ず実施すること。
- 継続年度においては、**校内研修会運営実践研修**を中心に5日行うものとし、そのうち、**校内研修会②(4月～10月)**を必ず実施すること。
- 校内研修は、主として課業期間中に実施すること。夏季・冬季の長期休業中に実施することは可能だが、年間を通して実施することが望ましい。また、土曜日・日曜日等、週休日には原則として実施しないこと。
- 校内研修の研修時間は、3時間をもって1日とする。

〔補足〕 校内研修の実施に当たって

これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が連携協力して教育効果等を高めることが必要とされていることから、「中堅教諭等資質向上研修実施要項」及び「中堅教諭等資質向上研修実施要項細則」に定めるものの他、以下の点に留意して、校内研修を実施すること。

- 1 学校が一体となってその内容の充実を図るとともに、「校外研修」との連携を図ること。
- 2 研修教員の能力・適性等に応じ、実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等に係る研修を実施するなど、校内だからこそできる研修を実施すること。この際、教員の自己研鑽や資質向上を推進するために、校長等管理職及び他の教員が日々の職務の遂行に必要な助言・協力を行ったり、教員が相互に日常の授業実践を公開し、評価し合ったりするなど、校内研修の充実に向け、校務運営上、十分に工夫すること。
- 3 研修の成果を、研修教員だけに留めることなく、現職教育等で情報を共有化することで教員全体へ還元し、より多くの教員の資質向上と学校の活性化につながるよう工夫すること。



【参考】 中堅教諭等資質向上研修体系図（校内研修と校外研修の関係）